

介護福祉士を目指す方に

専門実践教育訓練指定講座

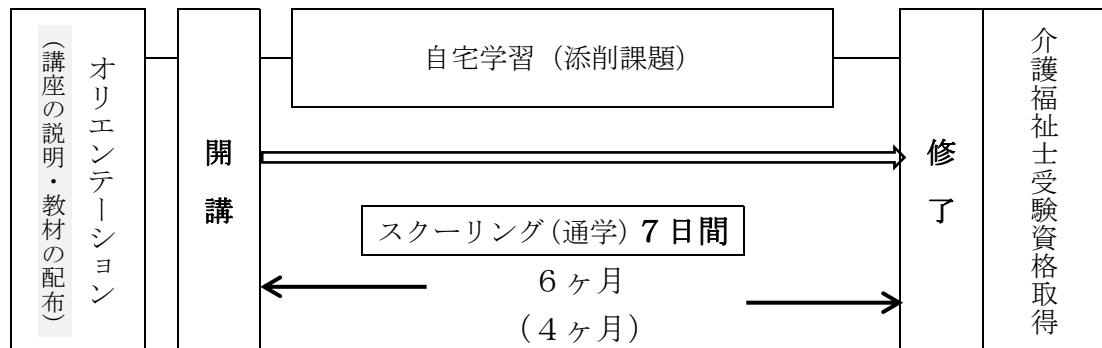
2026年・介護福祉士実務者研修

※ 受験する年度の3月31日までに修了(見込)すれば受験することが可能です。

※ 実務者研修を修了すると、実務経験3年以上(従業期間3年以上及び従事日数540日以上)あればいつの時点でも介護福祉士国家試験を受験することができます。

お持ちの資格	初任者・2級課程修了者	無資格者(左記の資格をお持ちでない方)
受講料(テキスト込、税込)	80,000円	88,000円

1 研修のながれ



※ 有資格者(初任者研修、2級課程修了者)は、研修期間4ヶ月(短期コース)で修了可能ですが、集中して学習していただくことになります。

2 受講科目

お持ちの資格によって、受講科目は異なります。(一) 免除科目

カリキュラム			無資格	初任者研修	2級課程
実務者研修科目	時間数	形式			
人間の尊厳と自立	5	通信	○	—	—
社会の理解Ⅰ	5	通信	○	—	—
社会の理解Ⅱ	30	通信	○	○	○
介護の基本Ⅰ	10	通信	○	—	—
介護の基本Ⅱ	20	通信	○	○	—
コミュニケーション技術	20	通信	○	○	○
生活支援技術Ⅰ	20	通信	○	—	—
生活支援技術Ⅱ	30	通信	○	—	—
介護過程Ⅰ	20	通信	○	—	—
介護過程Ⅱ	25	通信	○	○	○
介護過程Ⅲ	45	スクーリング	○	○	○
発達と老化の理解Ⅰ	10	通信	○	○	○
発達と老化の理解Ⅱ	20	通信	○	○	○
認知症の理解Ⅰ	10	通信	○	—	○
認知症の理解Ⅱ	20	通信	○	○	○
障害の理解Ⅰ	10	通信	○	—	○
障害の理解Ⅱ	20	通信	○	○	○
こころとからだのしくみⅠ	20	通信	○	—	—
こころとからだのしくみⅡ	60	通信	○	○	○
医療的ケア	50	通信	○	○	○
計	450				
医療的ケア(演習)	※	スクーリング	○	○	○

※医療的ケア(演習)は、医療的ケアの種類に応じて基準回数の演習を時間内に実施。

※ 教材とテキストはふりがなつき

3 申込条件

- (1) スクーリング（面接事業）の全日程出席できる方。
- (2) 心身ともに健康で、資格取得に対し、熱意がある方。
- (3) 定員を超える応募がある場合は先着順とします。また、必要に応じて面接を行い、受講を決定いたします。

4 お申込手続き

- (1) 受講申込用紙をFAX又は郵送にてお送りください。
- (2) 受講決定者には、受講決定通知書を郵送いたします。受講決定通知書に記載した期日までに受講料をお振込みください。（振込手数料は受講者負担とします。）
- (3) お支払方法について、ご相談のある方はお申し出ください。

5 学習の指導及び評価方法

各科目の到達目標に従い、内容の理解度を確認します。

通信課程の為、添削指導（通信）とスクーリング（面接授業）による指導を行います。

- (1) 添削課題は、テキストを使用し自宅学習を進め、指定期間内に解答し郵送で提出し、添削指導及び評価を行います。（提出期日厳守）
- (2) 介護過程Ⅲと医療的ケアの演習はスクーリング（面接授業）となる為、全ての授業に出席することが必要です。

6 研修修了の認定方法

修了に必要な授業科目及び授業時間数2項受講科目の全ての科目に合格することが必要となります。

- (1) 添削課題における習得度評価
- 各科目ごと、成績の評価によって修了の認定を行います。
- 合格に満たない場合は、別途補講を設け対応し、評価します。
- (2) スクーリング（面接授業）に於ける習得度評価
- ① 介護過程Ⅲは、講義のほか、グループワークや課題作成、テストなどが含まれ、成績の評価によって修了の認定を行います。
 - ② 医療的ケア演習は、シュミレーターを使用し、「喀痰吸引」「経管栄養」「救急蘇生法」の演習を行います。

7 補講と補講料

- (1) スクーリング（面接授業）の一部を欠席した方で、事由を明らかにする書類（診断書等）を提出し、やむを得ない事情と認められる方については、同課程の次期クラスを振替受講することによりカリキュラムの履修完了とします。振替受講料は無料とします。

「やむを得ない事情」とは、社会通念上の妥当とされる次の事由とします。

- ・疾病又は負傷
- ・天災そのほかやむを得ない事情（水害、地震、交通事故等）
- ・その他、やむを得ないと事由として（株）ビーイングが認めるものとします。

- (2) 補講は添削補講と演習補講があります。評価基準を下回った場合も、補講となります。

補講料金 添削1科目 1,500円 演習（1日単位）5,000円

※ スクーリング（介護過程Ⅲ）は授業の展開上、日程通り（1日目→6日目）での受講となります。

8 受講料支払後の返還の可否等

当社が指定した受講料の振込み日以降の解約は、原則として返金はしません。

9 個人情報保護

運営上知り得た受講生に係る個人情報は、厳正に管理し、不当な目的に使用しません。

10 受講の取り消し

次の事項の一に該当する方は、受講資格を取り消しいたします。

- (1) 受講意欲が著しく欠け、修了見込がないと認められる者。
- (2) 学習態度が著しく悪く、学習の進行を妨げる者。
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者。
- (4) 自力では学習・演習内容を行うことができないと判断された者。
- (5) 法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、受講生として相応しくない者。

以上の事項の一に該当する方で、受講資格が取り消しになった場合においても、受講料の返金は行いません。

11 資格取得をめざす方への支援制度

- (1) ハローワーク専門実践教育訓練給付金制度の利用（在籍者の方も対象です）

今までに教育訓練給付を受けたことがない方で、研修開始日までに、雇用保険に2年以上加入の方が対象となります。（教育訓練給付を受けられた方は、前回の受講開始日以降、雇用保険加入が3年以上）支給対象者には、受講者が支払った教育訓練経費の**最大80%**がハローワークから支給されます。

- ・研修修了後、受講費用の**50%**が支給されます。
- ・さらに、その年の介護福祉士国家資格取得（かつ訓練修了後 1年以内に雇用保険の被保険者として雇用）した場合に、受講費用の**20%**が追加で支給されます。
- ・20%追加給付の条件を満たしたうえで、さらに、訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して**5%以上**上昇した場合は、受講費用の**10%**が追加で支給されます。

※ 受給申請される方は、受講申込書「ハローワーク教育訓練制度利用する」欄に○印をお願いします。

- 1) 受講申込書に○印をされた方に、教育訓練給付支給要件照会票（ハローワーク作成）に必要事項（指定番号等）を記入し、お送りいたします。

→ ハローワークに持参し受給申請

照会票（必要事項を記入）+身分証明書（不明なことはハローワーク担当者の方に）

- 2) お急ぎの方で、ビーイングに受講申込書を送られる前に、ハローワークに行かれて手続きをされる方は、ハローワークの担当者の方が講座の指定番号を確認されますので、以下の指定番号をお知らせください。

お持ちの資格	専門実践教育訓練講座		
	名称	研修期間	指定番号
介護職員初任者研修	介護福祉士実務者研修 (初任者研修修了者)		3810020-1910011-0
訪問介護員2級課程 (ホームヘルパー2級)	介護福祉士実務者研修 (2級課程修了者)	6ヶ月	3810020-1910021-3
資格をお持ちでない方	介護福祉士実務者研修 (無資格者)		3810020-1910031-6
介護職員初任者研修	介護福祉士実務者研修 (初任者研修修了者)4ヶ月		3810020-2010011-0
訪問介護員2級課程 (ホームヘルパー2級)	介護福祉士実務者研修 (2級課程修了者)4ヶ月	4ヶ月	3810020-2010021-3

※ 介護福祉士実務者研修（初任者研修・2級課程修了者）4ヶ月は、令和8年3月31日開講分まで適用。4月1日以降開講分は再指定申請中。指定され次第ご案内いたします。

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業(愛媛県社会福祉協議会)の活用

研修期間中の申請になります。(オリエンテーション時にご説明いたします。なお、詳細は愛媛県社会福祉協議会のホームページにてご確認ください)